前期共通プログラム 第2日目(11月5日)

【講義と演習④】生活困窮者支援に必要と考えられる視点(テキスト第3章)演習用事例シート 事例紹介者(遠藤 智子)

事例タイトル	DV被害と性虐待				
(支援を受け た方の) 年齢	38 歳、13 歳、	10 歳	性別	女性	
家族状況		夫 (44歳)、妻 (38歳)、娘 (13歳)、娘 (9歳)			
相談の経路		電話相談から民間支援団体へ			
関係した機関	- 団体	よりそいホットライン 所、地方自治体、弁護		ンター、DV民間シェ	ルター、地方裁判

■ケースの概要

- ①発見者 相談者よりよりそいホットラインに架電
- ②つないだ人 よりそいホットラインコーディネーター
- ③本人側からの理解や考え 夫の暴力から逃れたいがどうしたらいいか分からない
- ④相談の内容と対応

15年前に結婚。夫は相談者が大学卒業後就職した市役所の職場の先輩(6歳年上)。第一子出産を機に退職。妊娠以来、夫からの暴力に悩んできた。暴力は身体・精神・性に関する暴力の他、行動の監視が厳しい。両親に相談したが「よくあること。妻が我慢すべき」と言われたため、我慢してきた。第二子出産後、抑うつ状態となり、心療内科受診中。家事もままならず、娘がよくやってくれていた。その第一子が中学校入学後、すぐに不登校となり、繁華街に入りびたっている。相談者が学校に呼び出されて注意され、娘と話したところ、「お父さんに小学校のころからいやらしいことをさせられる。性行為もあった。前は分からなかったけど今はイヤでたまらない。お母さんはお父さんに逆らって止めてくれるのか?」と激しく問い詰められた。「妹にしてほしくないから自分は我慢している」とも。実家には相談できない。夫の親族は地域の有力者でもあるし、夫が所属しているので役所の窓口には絶対行けない。どうしたらいいのか。娘の言っていることは本当だろうか。本当なら家を出たいが許してはもらえないと思う。といった相談であった。

コーディネーターが暴力の度合いをアセスメントしつつ、娘の状況を考えて早急に面接を行い、子どもへの危険性が高いことと、加害者が公務員であることから民間シェルターに緊急一時保護とした。

■支援の内容

コーディネーターが面接。夫の相談者への暴力は激しく、相談者は夫を恐れており、子どもの性虐待について夫に話せる状況にはないと判断できた。しかし、子どもを連れて家を出る決意は固かったことから、DV被害者支援に経験の深い民間シェルターにつなぎ、具体的な対応をすることとした。

民間シェルターの支援を得て、家を脱出しシェルター利用。同じ市内では危険性が高すぎるため、民間シェルターネットワーク内で検討し、他県のシェルターへ移動。そこの民間シェルタースタッフが、まず、地方裁判所に保護命令申請のために同行した。加害者の追跡には十分配慮する必要があるため、相談者は仮名で生活することとした。着の身着のままで逃げだしていることから、当面は生活保護申請をしなければならない。加害者の扶養から抜き、国民健康保険・国民年金の取得の手続き、住民票の閲覧制限等行政窓口対応が数多くあるが、相談者は動揺している状態なので民間シェルタースタッフが同行して説明する。加害者は娘への執着が激しいことが想定できるので、学籍簿を移動しないための説明も民間シェルタースタッフが行う。保護命令が発令され、民間アパートへ転宅した後に離婚調停を開始。娘のカウンセリングのために、性虐待に詳しい精神科医を探すが見当たらず、小児病院の臨床心理士が行うこととなる。相談者の心療内科もDV被害という視点で見られる医師を探してつないだ。娘はPTSD症状を呈しており、学校関係者の理解を得るために、支援が求められる。民間シェルターでは、自

助グループを紹介し、地域での生活再建を支えることとした。

相談者は、今後経済的自立を目指すこととなるが、現在はDVの後遺症に悩まされており、正規就労ができる状態ではない。民間シェルターを支援している美容院に体験就労をすることになった。この美容院にまず、カットモデルとして参加。職場の雰囲気に安心感を持ったのち、洗濯等接客のない部署で週に一回の体験就労を継続している。スタッフは1人を除いてすべて女性であり、威圧感もなく、この調子で行けば半年後には週に3回程度は体験就労ができるのではないかと本人は考えている。民間シェルターのスタッフは、体験就労が終了した日には必ず状況を知るために面接している。

- ①情報提供②脱出支援③シェルター対応④保護命令申請⑤生活保護申請⑥母と娘ともに心のケア
- ⑦離婚支援⑧性虐待についての理解を得るための支援⑨自助グループ⑩就労支援 等

■支援者が大切にしたい視点

- ① D V 加害者は性虐待をする確率が高い
- ②加害者の追跡は厳しいので、相談者の命を守るためには特別な支援が必要
 - 仮名の使用
 - ・住民票の閲覧制限(または住民票を移動しない)
 - 保護命令
 - ・学籍簿を移動しない
- ③ D V、性虐待等は心のケアが必要
- ④すべての場面で「同行支援」が必要な時期がある (フラッシュバック、対人恐怖などがあるため)
- ⑤ D V から逃れた相談者は、生計を立てることはできない場合が多く生活困窮となる (加害者が家の中に囲い込んでいるため、就労スキルがない)
- ⑥就労支援についても以下のような特別な配慮が必要となることから、地域で「理解ある」事業主を探すことが重要
 - 1) 就労場所の環境
 - 男性が少ないか女性のみの職場が望ましい
 - 不特定多数の来客がない場所が望ましい。
 - 接客のない業種が望ましい
 - 2) 就労先に必要な配慮
 - 仮名使用
 - ・履歴書の住所を本人住所ではなく支援団体の住所等とすること
 - ・体調悪化による欠勤等への職場の理解
 - ・ハラスメントの防止(DV被害当事者はターゲットにされやすい)
 - 情報漏えいの防止(加害者の追跡を逃れるため)
 - 3) スキルの習得とサポート
 - ・就労体験がないかあっても短いという場合が多いため、PC操作など初歩的なトレーニングが 必要
 - ・雇用契約にも慣れていないため、契約時にはサポートが必要
 - ・就労全般を支えるために、DV被害に知見の深い女性の支援者に依頼することが効果的な場合が多い
 - ※「安全な場所」での就労体験を積み重ねた後に、一般就労が可能となる

■DV被害者支援の具体的な流れ

	国・都道府県	市町村	民間団体等
相談	DV 相談支援センター	DV 相談支援センター	民間シェルター
	・男女共同参画センター	・男女共同参画センター	・女性支援団体
	女性センター	女性センター	
	・警察	• 福祉事務所	
公的一時保護	• 婦人相談所(措置権)	(母子生活支援施設へ単	・民間シェルター
	(婦人保護施設へ単価契	価 契約委託)	(単価契約委託)
	約委託)		
独自一時保護		・福祉事務所から民間団	・民間シェルタ一受入れ
		体へ依頼(ボランティア	(ボランティア ベー ス)
		ベース)	
保護命令	・地方裁判所		・民間シェルター等同行支援(ボ
			ランティアベース)
生活保護		• 福祉事務所	
行政支援		住民票の閲覧制限	
		保険証等の作成のため	
		の扶養者の職権消除	
		•	
医療支援			・医療機関における仮名使用
自立支援	・マザーズハローワーク	・男女共同参画センター	・民間団体(独自プログラム)
		女性センター	(ボランティア ベー ス)

■DV被害者支援に関する情報

- 内閣府 男女共同参画局(支援者情報) http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html
- 相談件数等 http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/index.html
- 調査研究 http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html